

## とよひらベストショット (vol. 21)

※このコーナーでは、季節の風景や豊平区ならではの建造物など、今月のベストショットを紹介します。



## 平岸郷土史料館

昭和 57 年に平岸地区への入植 110 年を記念して開設された郷土史料館。東山遺跡や平岸坊主山遺跡から発掘された石器や土器の他、かつてのリンゴ栽培で使用された農機具や地域の人々が愛用した生活用具などが展示され、当時の生活がしのべられます。

【所】平岸3条9丁目15-22 平岸児童会館内 ☎812-2493 休館日：日・祝、年末年始 開館時間：8時45分～18時

## 【豊平区役所・豊平区関連施設のお問い合わせ先】

### 豊平区の人口・世帯数

国勢調査の実施に伴い、速報値が公表されるまでの間は掲載を見合わせます。

### 札幌市コールセンター

豊平区役所・保健センター〔平岸6-10〕 ☎822-2400

豊平区土庫センター〔西岡3-1〕 ☎851-1681

### まちづくりセンター

豊平〔豊平6-7〕 ☎811-9435

美園〔美園6-5〕 ☎811-4119

月寒〔月寒中央通7〕 ☎852-9288

平岸〔平岸2-7〕 ☎811-9545

中の島〔中の島1-4〕 ☎821-5841

西岡〔西岡4-5〕 ☎854-0357

福住〔福住1-4〕 ☎855-6615

東月寒〔月寒東3-17〕 ☎853-9191

南平岸〔平岸2-14〕 ☎814-1440

### ちあふる・とよひら〔月寒東1-4〕

南部市税事務所〔平岸5-8〕 ☎851-3945

市税証明 ☎824-3912

納税相談 ☎824-3913

個人の市・道民税 ☎824-3914

固定資産税（土地） ☎824-3917

固定資産税（家屋） ☎824-3918

豊平消防署〔月寒東1-8〕 ☎852-2100

豊平・南清掃事務所〔南区真駒内602〕 ☎583-8613

豊平区民センター〔平岸6-10〕 ☎812-7181

月寒公民館〔月寒中央通7〕 ☎851-0482

西岡福祉地区センター〔西岡4-9〕 ☎852-4687

東月寒地区センター〔月寒東3-18〕 ☎853-2011

豊平老人福祉センター〔中の島2-3〕 ☎811-5201

豊平区社会福祉協議会〔平岸6-10〕 ☎815-2940

月寒体育館〔月寒東1-8〕 ☎851-1972

どうぎんカーリングスタジアム〔月寒東1-9〕 ☎853-4572

豊平区体育館〔月寒東2-20〕 ☎855-0791

豊平公園温水プール〔美園6-1〕 ☎813-6556

平岸プール〔平岸5-14〕 ☎832-7529

札幌ドーム〔羊ヶ丘1〕 ☎850-1000

さっぽろ羊ヶ丘展望台〔羊ヶ丘1〕 ☎851-3080

豊平公園緑のセンター〔豊平5-13〕 ☎811-6568

月寒公園管理事務所〔美園11-8〕 ☎818-3150

西岡公園管理事務所〔西岡487〕 ☎582-0050

西岡図書館〔西岡3-6〕 ☎852-8111

さっぽろ天神山アートスタジオ〔平岸2-17〕 ☎820-2140

札幌市博物館活動センター〔平岸5-15〕 ☎374-5002

平岸霊園管理事務所〔平岸5-15〕 ☎831-6980

### スマートフォンアプリ 「iさっぽろ」

【対応 OS】

Android 版： OS5.0 以上

iPhone 版： iOS8.0 以上



### さっぽろ子育てアプリ

【対応 OS】

Android 版： OS4.4 以上

iPhone 版： iOS8.0 以上



詳しくは、

施設名 検索



2021-3-広報さっぽろ

豊平

1





# 豊平のあゆみ

2022年 区制50周年  
特別企画 第2回

令和4（2022）年に迎える節目を  
前に、豊平区の歴史をたどります

## ～交通機関編～

令和2年9月号から始まった区政50周年特別企画「豊平のあゆみ」。今月の特集は、その第2回として、豊平区交通機関を取り上げます。約半世紀前までは現在の区内で交通手段として活躍していた鉄道や市電。今はその姿を見ることはなくなりましたが、長い間、人々の生活を支えていました。まちの発展と共に移り変わってきた豊平区の「足」の歴史を振り返ります。

【詳細】区役所総務企画課 ☎822-2407

### 1 初期の交通手段

#### 定山溪鉄道の開業と豊平駅の誕生

開拓が始まった明治時代、札幌では人力車や馬車が主な交通手段でしたが、大正初期、まちの発展に伴い新たな交通手段が求められていました。これを受け、木材や鉱石の運搬、観光客の輸送などを目的に、大正7（1918）年10月、定山溪鉄道（以下、「定鉄」）が開業しました。当初は蒸気機関車による白石～定山溪間の営業で、定鉄豊平駅もこのとき誕生。初代駅舎の場所は室蘭街道（現・国道36号）から100メートルほど南、現在の豊平5条9丁目付近にありました。一方、このころ札幌電気軌道株式会社が路面電車の運行を開始。豊平川手前の南4条東3丁目まで通じていました。



札幌市公文書館所蔵

▲豊平駅構内の定鉄（大正8年）

札幌市公文書館所蔵



▲定鉄豊平駅（現在の豊平4条9丁目付近）のホーム（昭和6年）

#### 鉄道の電化と路面電車の接続

豊平橋が架け替えられた大正13（1924）年、路面電車が初めて豊平川を渡り、その後、昭和2（1927）年に市営化。昭和4（1929）年には定鉄豊平駅前まで延長されました。一方、定鉄は同年に東札幌～定山溪間を電化。高速化と大量輸送を実現すると、豊平駅の駅舎は室蘭街道沿いに移設されました。これにより豊平の地において、定鉄と市電網が結ばれることとなりました。



▲豊平橋を渡る路面電車（昭和初期）

年  
表

| 大正7<br>1918        | 大正13<br>1924           | 昭和2<br>1927 | 昭和4<br>1929                                   | 昭和5<br>1930 | 昭和6<br>1931      | 昭和7<br>1932               |
|--------------------|------------------------|-------------|-----------------------------------------------|-------------|------------------|---------------------------|
| 定山溪鉄道が開業し、定鉄豊平駅が誕生 | 豊平橋が架け替えられ、路面電車が豊平川を渡る | 路面電車が市営化される | 市電豊平線が豊平駅前まで延長。定鉄豊平駅が室蘭街道付近に移設。定鉄の東札幌～定山溪間が電化 | 札幌市がバス事業を開始 | 北海道鉄道の東札幌～苗穂間が電化 | 定鉄がバス事業を開始（現在のじょうてつバスの前身） |

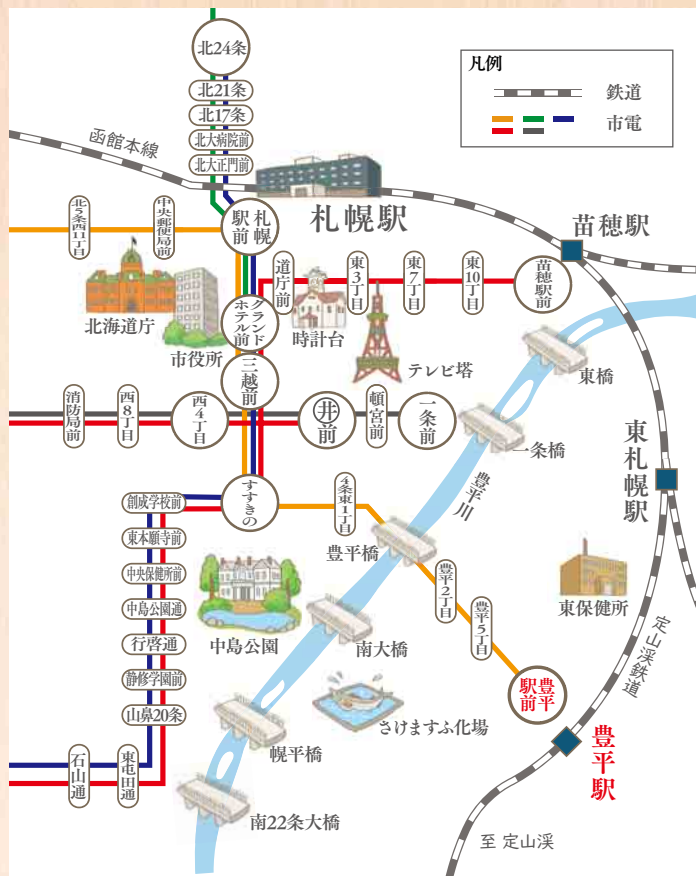
## 2 鉄道の全盛期

### 鉄道による旅客輸送の拡大

昭和6（1931）年に北海道鉄道（後の国鉄）の東札幌～苗穂間が電化したことで、定鉄は苗穂駅への乗り入れを始めました。戦後、昭和32（1957）年には、国鉄札幌駅までの気動車（エンジンを搭載した列車の車両。汽車などとも呼ばれる）の乗り入れも開始。定鉄は、開業以来の念願であった市内中心部との接続を実現しました。

### ターミナル駅として栄えた豊平駅周辺

市電網と結ばれ、国鉄駅への乗り入れも進んだことで、豊平駅はさまざまな路線を結ぶターミナル駅となりました。その影響はとても大きく、定鉄開業時には商店や住宅がまばらだった街道沿いでは急速な市街化が進んでいきます。戦後の復興と共に再建が進んだ市電は、昭和25（1950）年に市電豊平線の豊平駅前終点から定鉄豊平駅正面に引き込み線を設置。乗り換えが一層便利になりました。また、手狭になった定鉄豊平駅は、昭和33（1958）年に改築。木造から鉄筋コンクリートの一回り大きな駅舎へと生まれ変わり、定山溪温泉の玄関口として多くの人々に利用されました。



▲当時の鉄道・市電をイメージした路線図（昭和39年ごろ）

## 3 モータリゼーションの進展

### 定鉄と市電豊平線の廃止

昭和37（1962）年ごろから、道路の整備が進み、移動の足として路線バスや自家用車が普及し始めると、鉄道・市電利用者は減少の一途をたどります。鉄道が担っていた貨物輸送も、小回りの利くトラック輸送に取って代わっていきました。そんな中、定鉄に踏み切りの危険性の問題が浮上。改良工事には莫大な資金が必要なこともあり、定鉄はやむなく昭和44（1969）年10月31日の運行を最後に、鉄道の廃止を決めました。路線用地の一部は、地下鉄建設の用地として札幌市に売却しています。また、後を追うように市電豊平線も昭和46（1971）年に廃止となり、区内からその姿を消しました。



▲廃線前の市電豊平線（昭和46年）



▲定鉄の最終電車を見送る人々であふれる豊平駅ホーム（昭和44年）

| 昭和25<br>1950             | 昭和32<br>1957                      | 昭和33<br>1958 | 昭和44<br>1969 | 昭和46<br>1971                  | 昭和47<br>1972                     | 平成6<br>1994            |
|--------------------------|-----------------------------------|--------------|--------------|-------------------------------|----------------------------------|------------------------|
| 市電豊平駅前から定鉄豊平駅正面に引き込み線を設置 | 定鉄が国鉄札幌駅までの気動車による乗り入れを実現。東急の傘下に入る | 定鉄豊平駅が改築     | 定鉄が廃止        | 市電豊平線廃止。市営地下鉄南北線（北24条～真駒内間）開業 | 札幌市が政令指定都市となり豊平区が誕生。冬季オリンピック大会開催 | 市営地下鉄東豊線（豊水すすきの～福住間）延長 |



## 4 市営地下鉄南北線・東豊線の開通

### 急ピッチで進められた地下鉄建設

車社会の到来により市内の交通量は飛躍的に増大し、市電・路線バスなどの交通事業は限界を迎えつつありました。そのため札幌市は、新しい交通機関の建設を計画。降雪量の多さなどから、地下鉄方式が望ましいとの結論に至り、札幌冬季オリンピック大会が控えていたこともあり、急ピッチで工事が進められました。こうして、昭和46（1971）年12月、市営地下鉄南北線（北24条～真駒内間）が開通。平岸の環状通付近で地上に出て、定鉄線路跡に建設された銀色に輝くシェルターの中をゴムタイヤで走る地下鉄は、当時、大きな注目を集めました。その後、昭和63（1988）年に東豊線（栄町～豊水すすきの間）が開通。さらに、平成6（1994）年、豊水すすきの～福住まで区間が延長されました。これにより、現在の区内における南北線3駅、東豊線5駅の計8駅が完成。豊平区は地下鉄が2路線走る区となりました。

札幌市公文書館所蔵



◀ 工事中の地下鉄南北線  
シェルター（昭和45年）

札幌市公文書館所蔵



◀ 地下鉄東豊線出発式  
（平成6年）

## 5 生活と共にある交通機関



▲ラグビーのワールドカップで多くの観戦客にも利用される福住駅（令和元年）

【参考文献】『さっぽろの足 写真でつづる50年』『株式会社じょうてつ100年史』など

### いつの日も欠かせない“区民の足”

現在、区内の主要交通機関となった地下鉄は、毎日多くの区民に通勤・通学などで利用されています。また、東豊線は札幌ドームを訪れる人たちの来場方法として定着しています。そして、区内の各地区をつなぐ北海道中央バスやじょうてつバスの運行も、区民の生活にとって、貴重な交通手段となっています。まちの発展や時代の流れとともに変化してきた交通機関は、今日も区民の生活を支えています。



2021年度も

続きます！

今後も、さまざまなテーマで今に至る豊平区の歴史を掘り下げていきます



広告



# 豊平区からのお知らせ

3月11日  
～  
4月10日

## お知らせの 見方

日=日時 所=会場 対=対象 定=定員 料=費用 申=申込 問=問い合わせ先  
☎=電話 FAX=ファクス E=Eメール HP=ホームページ 要確認=詳細の確認が必要  
先着=先着順 抽選=申込多数の場合は抽選 直接会場=当日、直接会場へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、予定が変更または中止となる場合があります。最新の情報は各記事の問い合わせ先へご確認ください。

## ご近所先生企画講座 「ひとりで生き抜く時代のマネー塾」

人生設計・家計・リスク管理などを学び、生活経営力をアップしましょう。

日 5月25日(火)～6月22日(火)。全5回。18時45分～20時45分。

所 豊平区民センター2階(平岸6条10丁目)。

対 市内在住かお勤めの15歳以上の方(中学・高校生を除く)。

定 20人。抽選

料 3,300円。

申 札幌市生涯学習センター事業課へはがき・FAX(講座名、郵便番号、住所、氏名、ふりがな、年齢、電話番号を記載)、HP、直接窓口。3月25日(木)必着。

申込先・詳細 札幌市生涯学習センター事業課  
〒063-0051 西区宮の沢1条1丁目1-10  
☎671-2311 FAX671-2334 HPchieria.slp.or.jp

## 国民健康保険料の夜間・休日納付相談

日 休日：3月28日(日)9時～14時30分。

夜間：3月30日(火)20時まで。

所 問 区役所保険年金課 ☎822-2510

## 令和3年度の創造学園生募集停止について

創造学園では、毎年3月に新入生を募集していましたが、昨年募集済みの45期生が1年間活動延期となったため、**令和3年度の新入生の募集はいたしません。**楽しみにされていた方々には大変申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

問 月寒公民館 ☎851-0482

## マイナンバーカード専用の 休日窓口を開設します！

マイナンバーカードに関する臨時窓口を開設します。混み合うことが予想されますので、お時間に十分余裕を持ってお越しください。

開設日：3月13日(土)。

開設時間：8時45分～12時。

対象業務：マイナンバーカードの交付、電子証明書の更新、暗証番号の再設定など。

注意事項：受け取りには①交付通知はがきと②本人確認書類を持参の上、③本人の来庁が必要

です。本人確認書類の種類などについては、事前に下記までお問い合わせください。

問 区役所戸籍住民課 ☎822-2441

## 区役所の住所変更などの届け出窓口の 受付時間延長と休日開庁のお知らせ

窓口混雑緩和のため、区役所での住所変更などの受付時間を延長する他、休日にも臨時窓口を開設します。

延長日時：3月29日(月)～4月2日(金)・5日(月)19時まで。

休日開庁：3月27日(土)、4月4日(日)8時45分～12時。

※取扱業務などは、全市版21ページをご覧ください。

問 市コールセンター ☎222-4894

混雑状況や呼び出し状況がスマートフォンから確認できます！混雑の緩和にお役立てください。

HPは右のコードから→



南部市税事務所では市税の夜間納付相談を実施しています。毎週木曜20時まで



広告





# 届 け 出 ガ イ ド

〈詳細〉豊平区役所 ☎822-2400(代)

引っ越しの際に必要な手続きをお知らせします。届け出の際は、本人確認書類（免許証、保険証など）・表中の★印のものをお持ちください。太字は区役所で行う手続きです。ご不明な点は、電話などで事前にご確認ください。



▲引っ越し手続きのページ

## ●基本の手続き

| 手続き内容                              | 豊平区から市外へ転出                                                                                      | 札幌市内・豊平区内での転居                                                                                                                           | 窓口            |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 住所の変更<br>(住民票の異動)<br><br>【詳細】戸籍住民課 | 転出届を提出してください。<br>転出先の住所を確認の上、転出前または転出した日から14日以内に提出してください。<br>→転出証明書の交付を受け、転出先の市区町村で14日以内に転入手続き。 | 新住所地の区役所で、転居した日から14日以内に転入・転居届を提出してください。<br>正確な住所（○番○号か○番地まで）が必要です。<br>※マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方は持参してください。本人または同一世帯員が来庁の上、4桁の暗証番号が必要です。 | 1階<br>②<br>⑧番 |

## ●対象の方が必要になる手続き

| 手続き内容                      | 豊平区から市外へ転出                                       | 札幌市内・豊平区内での転居                                                           | 窓口      |
|----------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------|
| 転校（小・中学校）<br><br>【詳細】戸籍住民課 | 現在通学している学校から在学証明書・教科書給与証明書を発行してもらい、転出先の市区町村で手続き。 | 転入・転居届の際、転入学通知書（入校票）を受け取ってください。<br>在学証明書（転出前の学校で発行）と併せて転校先の学校に提出してください。 | ②<br>⑧階 |

## 国民健康保険・国民年金など 【詳細】保険年金課

|           |                                                                                                                                                        |                                                                        |            |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------|
| 国民健康保険    | 脱退手続きをして、国民健康保険証を返還してください。★国民健康保険証・納付通知書<br>→転出先の市区町村で14日以内に加入手続き。                                                                                     | 新住所地の区役所で、転居した日から14日以内に住所変更の手続きをしてください。<br>★国民健康保険証                    | 1階<br>⑫・⑬番 |
| 介護保険      | 介護保険証を返還してください。<br>★介護保険証・納入通知書<br>→要介護・要支援認定を受けている場合は、受給資格証明書の交付を受けて、転出先の市区町村で14日以内に加入手続き。                                                            | 新住所地の区役所で、転居した日から14日以内に住所変更の手続きをしてください。<br>★介護保険証                      |            |
| 後期高齢者医療制度 | 北海道外へ転出する場合は、後期高齢者医療被保険者証を返還してください。<br>★後期高齢者医療被保険者証<br>→負担区分等証明書の交付を受け、転出先の市区町村で加入手続き。<br>北海道内の他市町村へ転出の場合は、転出先での転入手続きにより自動的に住所が変更され、後日、新しい被保険者証が届きます。 | 転入・転居届により自動的に住所が変更され、後日、新しい被保険者証が届きます。                                 |            |
| 国民年金      | 加入者                                                                                                                                                    | 第1号被保険者と任意加入者は、転出先の市区町村にお問い合わせください。                                    | 1階<br>⑮番   |
|           | 受給者                                                                                                                                                    | 国外に転出される方・国外より転入された方は、区役所年金係にお問い合わせください。<br>転出先の年金事務所が市区町村にお問い合わせください。 |            |

## 各種手当・福祉サービスなど 【詳細】保健福祉課

|                                                                |                                                             |                                           |          |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------|
| 特別障害者手当<br>障害児福祉手当<br>経過福祉手当<br>身体障害者手帳<br>療育手帳<br>精神障害者保健福祉手帳 | →転出先の市区町村で住所変更の手続き。                                         | 新住所地の区役所で、住所変更の手続きをしてください。<br>★各種手帳       | 3階<br>①番 |
| 福祉乗車証<br>各種乗車券<br>福祉タクシー利用券<br>福祉自動車燃料助成券                      | 福祉乗車証などを返還してください。<br>★福祉乗車証、各種乗車券、福祉タクシー利用券、福祉自動車燃料助成券      | そのまま利用できます。                               | 3階<br>②番 |
| 敬老優待乗車証<br>(70歳以上の方)                                           | 敬老優待乗車証を返還してください。<br>残ポイントに応じて負担金が返還されます。<br>★敬老優待乗車証、通帳、印鑑 | そのまま利用できます。                               |          |
| 児童手当                                                           | 受給事由消滅届を提出してください。<br>→転出先の市区町村で、転出予定日の翌日から15日以内に新たに申請。      | 転入・転居届により自動的に住所が変更されます。                   |          |
| 児童扶養手当                                                         | →転出先の市区町村で住所変更手続き。<br>★印鑑、手当証書                              | 新住所地の区役所で、住所変更の手続きをしてください。★手当証書           | 3階<br>③番 |
| 特別児童扶養手当                                                       | →転出先の市区町村で住所変更手続き。                                          | 新住所地の区役所で、住所変更の手続きをしてください。★手当証書           |          |
| 各種医療費助成<br>(子ども・重度心身障がい者・ひとり親)                                 | 転出後、郵送などにより受給者証を返還してください。<br>★受給者証                          | 新住所地の区役所で、住所変更の手続きをしてください。<br>★受給者証、健康保険証 |          |